

件名

株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融省告示第 号
経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融省告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

| | |
|-----|--|
| 改正後 | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">第二条及び第三条 削除</p> |
| 改正前 | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(T L A C 規制対象会社の同順位商品に関する経過措置)</p> <p>第二条 T L A C 規制対象会社(第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(以下「新告示」という。)第一条第七十八号に規定するT L A C 規制対象会社をいう。以下この条において同じ。)のその他外部T L A C 調達手段(新告示第一条第七十九号に規定するその他外部T L A C 調達手段をいう。以下この条において同じ。)と法的又は経済的に同順位である商品(その他外部T L A C 調達手段に該当するものを除く。)のうち、当該T L A C 規制対象会社に係る総損失吸収力及び資本再構築力に係る最低基準の適用日(以下この条において「T L A C 規制適用日」という。)までに発行されたものであって、当該T L A C 規制適用日において保有し、かつ、その保有を継続しているものについては、当該T L A C 規制適用日から起算して五年が経過する日までの間は、新告示第七條第二項第五号又は第十九條第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部T L A C 関連調達手段の額に算入しないことができる。</p> <p>第三条 (信用リスクに係る旧所要自己資本の額に関する経過措置) 平成三十一年三月三十一日前に、先進的内部格付手法</p> |

(リスクリテンションに関する経過措置)

第四条 商工組合中央金庫がこの告示の適用の日(次条において「適用日」という。)において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該商工組合中央金庫がその保有を継続している場合に限り、第一条の規定による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全

を使用することについて第一条の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準(以下この条において「旧告示」という。)第二百二十一条の承認を受けた商工組合中央金庫が、同日の直前まで、旧告示第十三条第四項及び第二十四条第四項の規定により、信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出にする当たり、これらの規定に規定する内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法として基礎的内部格付手法を用いている場合には、新告示第十三条第四項及び第二十四条第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「商工組合中央金庫を標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし「とあるのは、「商工組合中央金庫を基礎的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法(同章第二節第二款第四目に規定する内部評価方式を除く。）」とし」とすることができ。

(リスクリテンションに関する経過措置)

第四条 商工組合中央金庫がこの告示の適用の日(次条において「適用日」という。)において保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトについては、当該商工組合中央金庫がその保有を継続している場合に限り、新告示第二百三十一条第三項の規定は、適用しない。

| | |
|---|--|
| <p>性を判断するための基準第二百三十一条第三項の規定は、適用しない。</p> | <p>備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> |
|---|--|

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（令和五年^{金融}経済^{業務}産^業省^庁告示第 号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う株式会社商工組合中央金庫については、なお従前の例による。